

第6次伊奈町行政改革大綱



平成 27 年 4 月

—目次—

はじめに	1
町政運営の現状と課題	2
町の財政状況	3
1 基本方針	7
【基本方針1】 新しい町民ニーズに合った行政運営の効率化	
【基本方針2】 経営感覚を取り入れた財政運営	
【基本方針3】 情報発信の推進と協働のまちづくり	
2 行政改革の推進体制と進捗管理	10
3 総合振興計画と行政改革大綱との関連性	11
4 その他	11

はじめに

本町では、昭和60年代から簡素で効率的な行財政運営を目指し、平成26年度までの5次にわたり行政改革に取り組んできました。

第4次大綱では町民コメント制度の導入、北部地域への出張所の設置、権限移譲事務の積極的な受入れ、指定管理者制度の導入など、一定の成果をあげ、第5次大綱では、町民主体のまちづくりやP D C Aサイクル(計画(plan)、実行(do)、評価(check)、改善(action))に基づく事業の徹底的な見直し、町民の立場に立った職員の意識改革や業務の改善を行い、町民サービスの向上を図ってきました。

また、町民に身近な行政である市町村の自主性と自立性を高めるために、国や県から市町村への権限移譲が積極的に行われ、今後も基礎自治体である町の権限と責務が一層拡大する方向にあります。

町がこれまで取り組んできた「住んでみたい」「住んでよかった」まちづくりをさらに発展させ、これからも「住み続けたい」子どもたちにも「住んでもらいたい」まちづくりに向けて、町民との連携・協働を深め、経営的視点に立った質の高い行財政運営を目指します。

行政運営の現状と課題

多くの自治体では本格的な少子高齢化時代に突入する中、本町は人口の増加が続いており、今後もゆるやかな人口の増加が続くと見込まれています。しかし、伊奈町も将来的には他自治体と同じように、年少人口が減少するとともに高齢者人口の増加が見込まれるため、これから迎える超高齢社会に向けて、子育て世帯や高齢者世帯への更なる支援が必要となっていきます。

社会保障費の増大や公共施設の老朽化対策など歳出の増加が見込まれる一方、税収は横ばいで推移しているため、将来的にも税収の大幅な伸びは期待出来ず、安定した財源の確保に努めるとともに、企業立地を推進するなど新たな財源の確保を検討していく必要があります。

大規模災害等が発生した際には、状況が把握できないことや情報が錯綜することで混乱が起こります。そうした町民の不安感や不信感を払拭するため、迅速かつ正確な情報発信が求められます。また町民が町政に対する理解を深めるとともに町と良好な関係を築くため、積極的に情報発信を行う必要があります。

本町では、新しい町民が急激に増えた一方で、自治会への参加率が低いことや、町民ニーズの多様化・高度化など、新たな問題も発生しています。そうした中で、これからは行政だけでなく、町民や地域とともに行政サービスの担い手となっていく協働のまちづくりを進め、より一層行政改革に取り組んでいきます。

町の財政状況

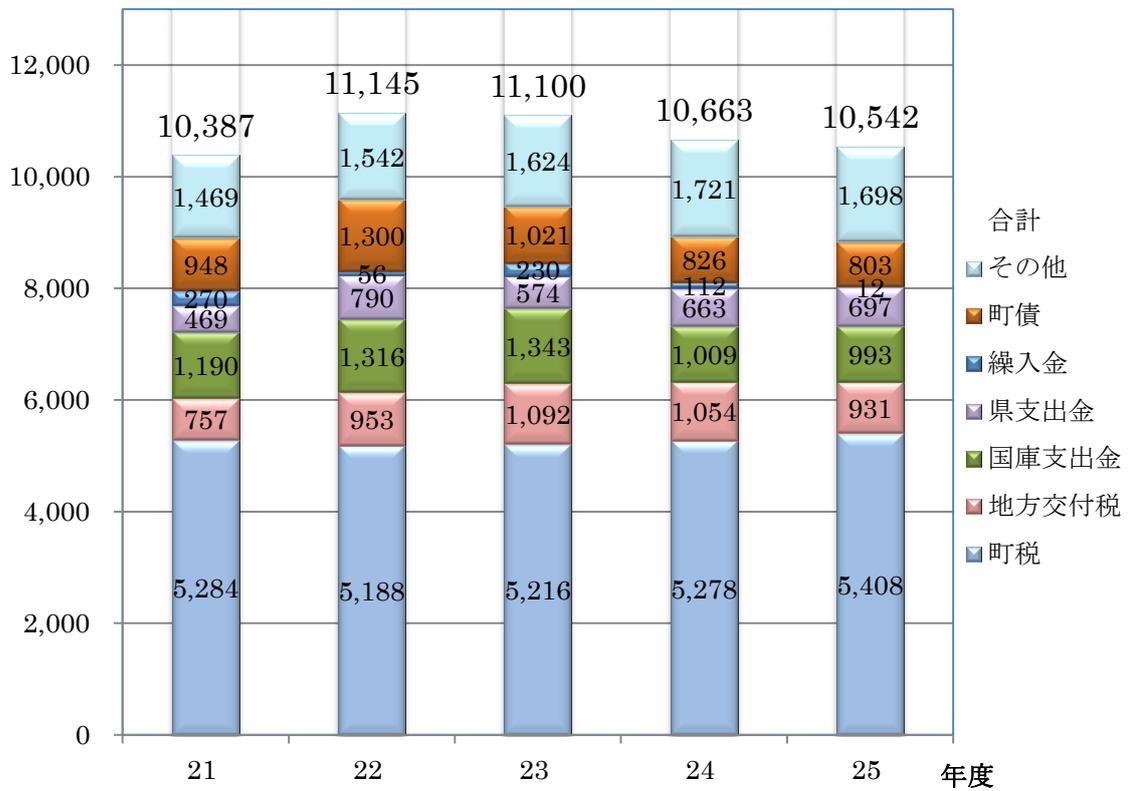
町はこれまでも財政の健全化に努めてきましたが、町政を取り巻く環境が刻々と変化していく中で、将来にわたって持続的に財政運営を引き続き進めていく必要があります。

歳入の根幹をなす税収は、【図1】のグラフのとおり横ばいで推移しており、今後も税収の大きな伸びは期待出来ず、歳出は民生費が大きく増加しており、平成20年度と比較すると総額で約11.9億円、51.4%増額しており【図2】、今後もこれらを含めた義務的経費が大きく増加していくなど、今まで以上に厳しい財政運営になっていくと予想されます。

また、【図3】から【図5】の比率が示すとおり、将来的にも町の財政状況が大きく好転することが期待出来ない中、多様化・高度化していく町民ニーズに対応した行政サービスを充実させるため、事業の取捨選択を今まで以上に厳しい視点で行っていく必要があります。

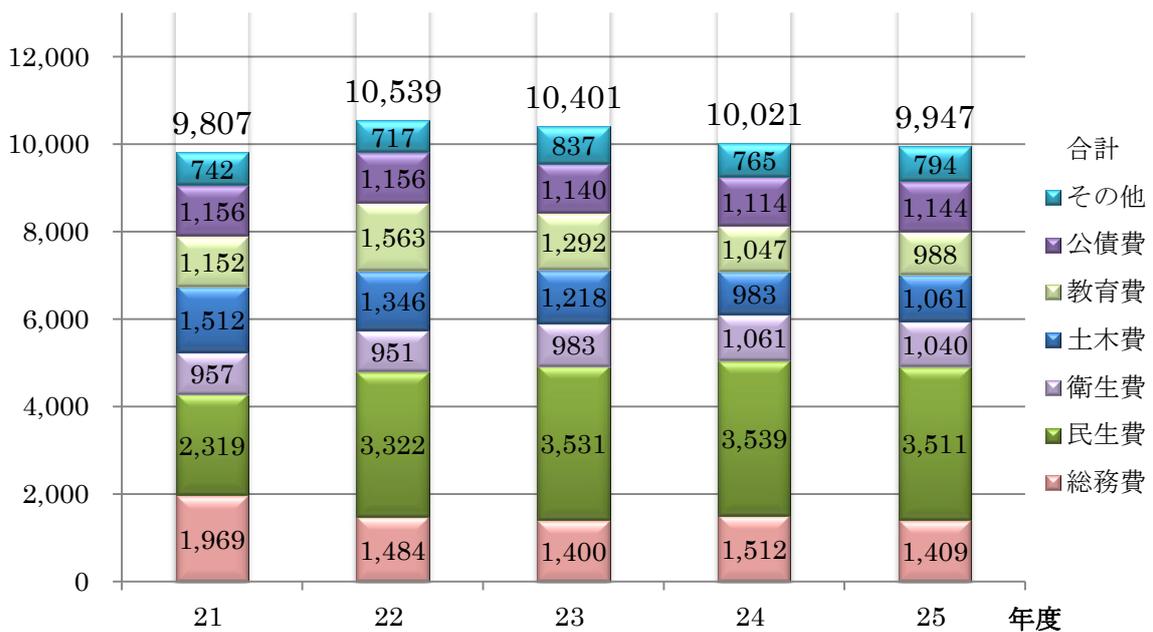
百万円

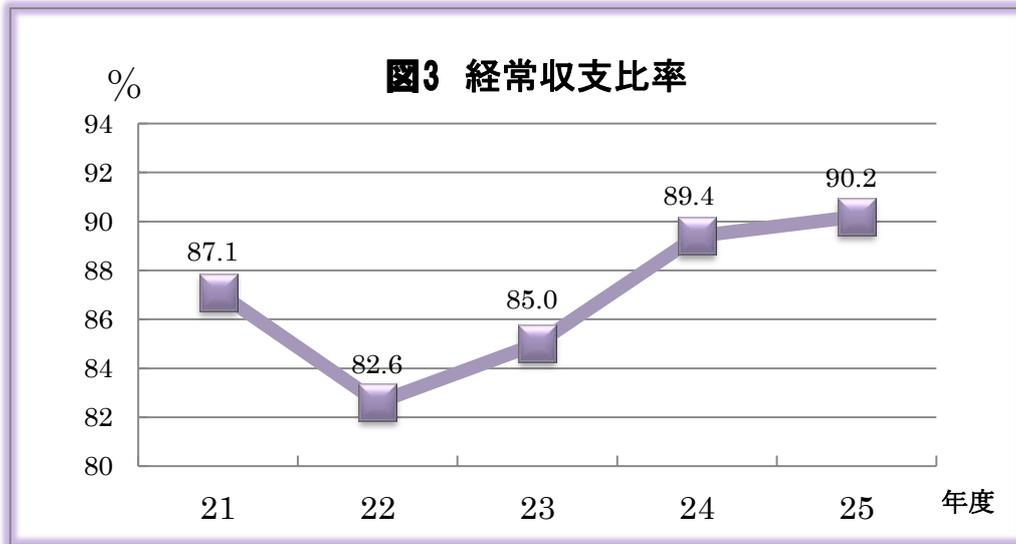
図1 歳入の推移



百万円

図2 歳出の推移

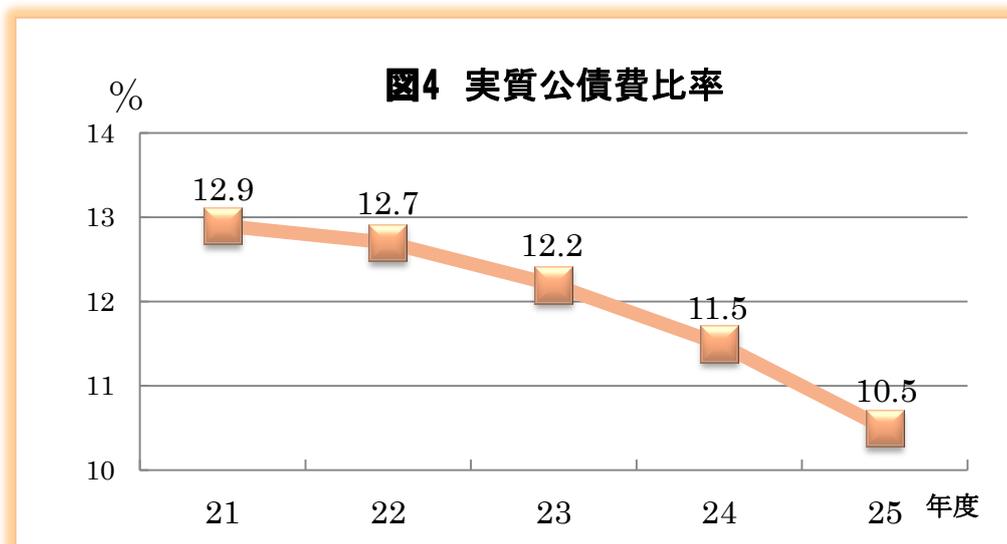




「経常収支比率」とは、地方税、普通交付税のように使途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）のうち、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当されたものが占める割合である。財政構造の弾力性を判断する指標として使われており、経常収支比率が低いほど、財政に余裕があるということになる。

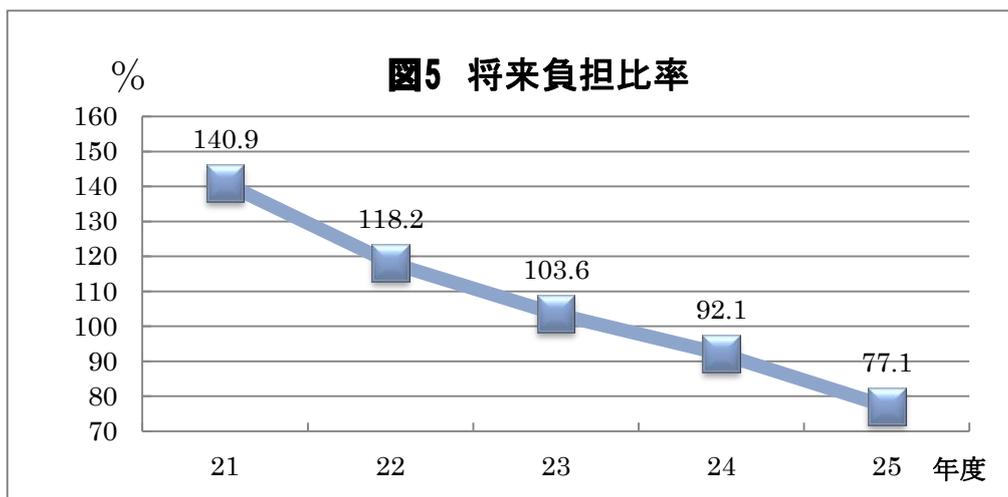
目安として75%～80%未満の間は妥当な数値であるが、80%以上は弾力性を失いつつあり、90%以上は財政構造が硬直化しているとされる。

平成25年度決算において、県内市町村の平均90.5%をわずかに下回ってはいるが、財政の硬直化が進んだといえる。



「実質公債費比率」とは、地方自治体における標準財政規模に占める公債費の割合を示す。過去3年間の平均値で示される。比率が18%を超えると、地方債発行に国や都道府県の許可が必要になり、25%を超えると、独自事業のための起債が制限される。この比率が高いと行政運営の自由度が下がり、低いと借金返済以外で自由に使えるお金が多い、ということになる。

年々比率は下がっているが、平成25年度決算においては県内市町村の平均6.1%を大きく上回っている。



「将来負担比率」とは、自治体が将来負担すべき実質的な負債の、標準財政規模に占める割合を示したもので、将来の財政運営を圧迫する可能性の度合いを示す指標である。この比率が高い場合、将来的に財政運営が圧迫される可能性が高くなる。

早期健全化基準（イエローカード）は、都道府県・政令市は400%、市町村は350%となっている。年々比率は下がっているが、平成25年度決算における県内市町村の平均34.2%を大きく上回っている。

1 基本方針

町政を取り巻く諸課題に対応するため、次のとおり「3つの基本方針」を定め、行政改革を推進していきます。

【基本方針1】 新しい町民ニーズに合った行政運営の効率化

町を取り巻く状況や町民ニーズの変化に的確に対応するため、「前例踏襲」や「現状維持」という発想から脱却した事務執行を進めるとともに、効果的かつ効率的な行政組織体制を目指します。

【基本方針2】 経営感覚を取り入れた財政運営

地方公共団体は「住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」と地方自治法で定められています。

つまり、職員に常にコスト意識を持ちながら、効果的で効率的な行政運営を確立することが求められています。今後も自立したまちづくりを進めるために、財政の健全化・弾力性を維持しながら、経営の視点に立った財政運営を目指します。

【基本方針3】 情報発信の推進と協働のまちづくり

誰にでも利用しやすいホームページにするため、町の情報を素早く発信し、知りたい情報へ簡単にたどり着くような、ホームページづくりを行ないます。

また、双方向コミュニケーションが可能なソーシャルメディアを利用し、町の魅力を全国に発信し、知名度や好感度を上げていきます。

また、これまで行政サービスは「町が提供するもの」と考えられてきましたが、権限移譲等による事務量の増加に対し、定員管理により職員の定数が削減したことや、町民ニーズの多様化・高度化などにより、今までと同じように町が全ての行政サービスを行うことは極めて難しい状況になっています。

これからは、町民や行政をはじめとする、様々なまちづくりの担い手が一体となり、役割と責任を分かち合い、互いに協力・連携しながら行政運営を行う「協働のまちづくり」を目指します。

基本方針 1

新しい町民ニーズ
に合った行政運営
の効率化

(1) 安心・安全
なまちづくり

(2) 広域連携

(3) 組織の効率
化と人材育成

基本方針 2

経営感覚を取り
入れた財政運営

(1) 財源の確保

(2) 歳出の
見直し

(3) 財政の
健全化

基本方針 3

情報発信の推進
と協働のまちづくり

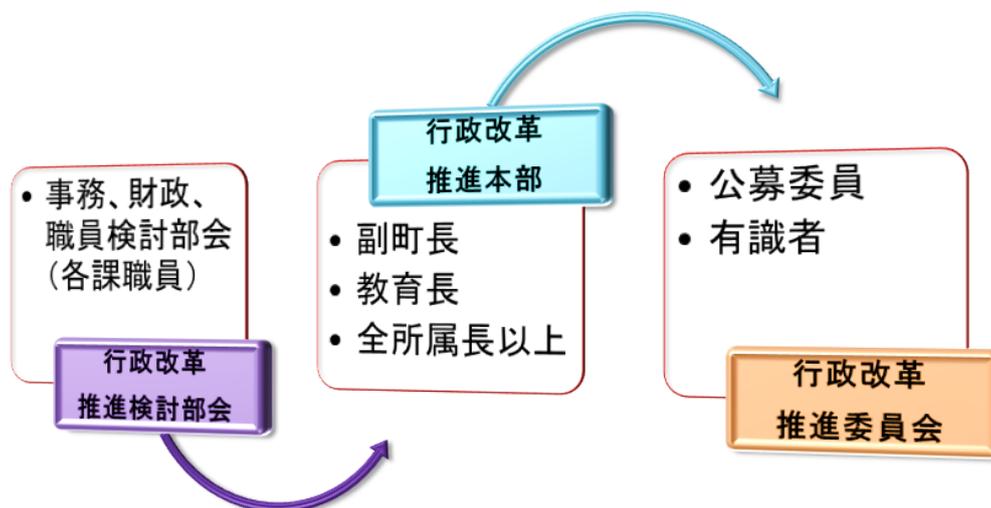
(1) 情報発信
の推進

(2) 協働のまち
づくり

2 行政改革の推進体制と進捗管理

これまで取り組んできた「行政改革実施改革プラン」については「実施計画」と統合し、進捗管理しながら着実な実施に努めます。「実施計画」は、町ホームページに掲載し、毎年公表します。

大綱の見直しが生じた場合は、「伊奈町行政改革推進本部」やその下部組織の「伊奈町行政改革推進検討部会」で検討し、公募委員・有識者で構成された「伊奈町行政改革推進委員会」に諮ります。



3 総合振興計画と行政改革大綱との関連性

町民の生命と暮らしを守るという安心・安全を基本に、緑豊かな自然の中で、ゆとりと安らぎを楽しみ、地域の特色を活かした魅力と活力を高め、子供から高齢者まで安心・安全に住み続けることができるまちづくりを目標とし「ずっと住みたい 緑にあふれた 安心・安全なまち」を将来像とする、伊奈町総合振興計画を平成 27 年 3 月に策定しました。

第 6 次行政改革大綱は、まちづくりの基本的な指針である「伊奈町総合振興計画」の推進を下支えする重要な取組の一つであり、この総合振興計画の一翼を担うものとして機能させ、総合振興計画を実現するためのツールとして位置づけます。

そのため安心・安全なまちづくりを効果的・効率的に実現するため、時代のニーズに柔軟に対応した、質の高い町政の実現を図るための行政改革の骨子を示し、職員が一丸となって行政改革の推進に取り組んでいきます。

4 その他

この大綱は平成27年 4 月から施行します。

終期は具体的には定めず、社会情勢の変化等で項目の追加や修正等の必要が生じた場合に、随時改正を行ないます。

